

2万人の請求署名にもとづく「新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例」制定、臨時議会開催へ

14日10時開会 議会を傍聴し、審議の行方を見守りましょう！

直接請求による条例案提出の意味は大きく、「2万人の声」受け止めにふさわしい議論が求められる

直接請求は、憲法や地方自治法、本市自治基本条例等に根拠を持つ、住民の声を市政に反映させる「権利」としての制度です。定例会に市長が提案する議案とは、位置づけや質が違います。2万人の声を議会がどう受け止めるのか、極めて重要であり、議会にはそれにふさわしい議論が求められます。

日本共産党市議団は、議会運営委員会にオブザーバーで参加し、付託される総務委員会で少数会派の発言機会をつくること、庁舎特別委員会を開き議論を深めること、委員会は直接傍聴できるようにすることなどを求めました。総務委員会では、委員以外の発言も可能との回答がありました。

【臨時議会の日程】

1月14日(火) (午前) 開会本会議(10時開会)
(市長の提案理由並びに意見、請求代表者の意見陳述)
(午後) 総務委員会・・・陳情趣旨説明
*15・16日は、休会
17日(金) 閉会日(10時開会で質疑・討論・表決)



* 請求代表者の意見陳述は、1月14日(火)午前の本会議で行われます。
5人以内で、30分以内の陳述です。

* 陳情提出の締め切りは、1月10日(金)午後5時

☆趣旨説明は、1月14日(火)午後1時30分からの総務委員会です。

議会の傍聴について

- 本会議は、本会議場傍聴席で直接傍聴できます。
 - * 直接傍聴の受付は、議会棟5階エレベーター前にあります。
 - * インターネットでの同時中継は、**熊本市議会 HP** で視聴できます。
(後日、録画放映もあります)
- 総務委員会は、市役所1階中央エレベーター北側モニター
または、YouTube 配信があります。
(詳しくは、議会事務局へお尋ねください。☎328-2687)

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。
「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 1月15日(水) 午前10時～12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) ☎328-2656
- 1月21日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) ☎338-2001
- 1月22日(水) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) ☎328-2656
- 2月12日(水) 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本丁1-22) ☎090-8667-3148
- 2月13日(木) 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) ☎322-7731

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行: 日本共産党熊本市議団 HP: 共産党 熊本市議団

NO. 1396
2025年1月12日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

大西市長の政治資金管理団体へ、公共事業の発注業者役員から寄付 政治倫理に反し、賄賂性ある「個人寄付」は受け取り中止を 共産党市議団・党熊本地区委員会です市長へ「市の受注業者からの政治献金の受け取り中止を求める申し入れ」



12月20日、地元紙でも12月に特集された大西市長の政治資金管理団体「新世代政経懇話会」が、熊本市が直接公共事業を発注している企業の役員から「個人寄付」を受け取っている問題で、日本共産党市議団・熊本地区員会は受取り中止を求める申し入れを行いました。

収入で一番多いのが発注業者役員からの「個人寄付」

2022年分の「新世代政経懇話会」政治資金収支報告書では、収入の中で一番多い「個人寄付」が約半分を占めています。

具体的には、105人から個人寄付があり、うち91人・約9割が会社役員で、住所のほとんどが会社等の所在地です。これらの会社は、共産党市議団が確認しただけでも約6割以上に熊本市の発注実績があります。

市の発注企業役員からの寄附は、事実上、市の発注業者からの「企業献金」と言えます。

大西市長の政治資金の内訳

【「新世代政経懇話会」の収支】(円)

<収入>

会費	340,000	(1.2)
個人寄付	14,137,628	(48.4)
団体寄付	2,400,000	(8.2)
政治資金パーティ	11,570,000	(39.6)
借入金	535,000	(1.8)
繰越金	247,776	(0.8)
合計	29,230,404	

<支出>

人件費・事務所費等	14,287,869	(53.3)
組織活動費	2,908,116	(10.8)
選挙関係費	1,500,000	(5.6)
宣伝事業費	973,739	(3.6)
政治資金パーティ経費	3,719,931	(13.9)
その他	3,425,000	(12.8)
合計	26,814,895	

*金額右のカッコ内は「%」

公共事業の発注業者役員の寄付は、政治倫理に反する

市の発注企業役員からの寄附は、市の発注業者からの事実上の「企業献金」であり、政治的・道義的批判を受けるおそれがある寄付とみなされます。受注業者役員の寄付は、市民から、公共事業の「発注者」と「受注者」が「政治と金」の関係で結ばれているとの疑念が持たれます。

熊本市政治倫理条例「政治倫理の基準」では「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様」と定めています。発注企業役員から市長への寄付は、政治倫理条例に違反することは明白です。

識者が政治資金規正法・政治倫理条例違反の疑いに言及

地元紙では、識者の見解として神戸学院大学教授・上脇博之氏のコメントが紹介されました。

大西市長の資金管理団体「新世代政経懇話会」の政治資金収支報告書に企業の住所が記載されている点について、上脇教授は「実質

的な企業献金が疑われる」と述べられていました。

よって、市長の政治資金である寄付は、本市政政治倫理条例に反するだけでなく、政治資金規正法に反する賄賂性のある寄付として、今問題にしなければなりません。

議員と違い、市長は直接「公共事業の発注権限」を持つ

執行機関の長である市長は、議員と違い、直接「公共事業の発注権限」を持っています。受注企業等からのお金は、まぎれもない賄賂です。

日本共産党は、市の発注企業からの寄付受け取りの中止を求めました。